

赤堤小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

世田谷区立赤堤小学校

(令和4年4月改定)

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、区立学校（以下「学校」という。）におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもとに、世田谷区（以下「区」という。）、学校、家庭、地域その他の関係機関等が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、世田谷区子ども条例（平成13年条例第64号。以下「条例」という。）等を踏まえ、本区におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

いじめを見落とすことがないように、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえる。行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、慎重に行う必要がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあることから、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する可能性があることを踏まえ、児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

なお、いじめられた児童・生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぐに謝罪し、再び良好な関係を築くことができたりした場合には、例えば「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟かつ適切に対処する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

3 いじめの禁止

条例第13条第1項では、「だれであっても、いじめをしてはなりません。」と定めている。いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に

長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

条例第13条第2項では、「区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。」と定めている。

いじめは、どの学校にも起こりうるとの認識のうえで、区、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係機関等の連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうることから、この問題にはすべての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

また、すべての児童・生徒がお互いを認め、心の通う望ましい人間関係をはぐくむために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校におけるすべての教育活動を通して、すべての児童・生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、教職員が児童・生徒の多様性を認めることで、すべての児童・生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重するという経験を重ね、望ましい人間関係をつくる力をはぐくんでいく。

また、児童会や生徒会、スクールバディ活動など、児童・生徒による主体的な取り組みへの支援の推進に加え、すべての児童・生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感などを感じられる学級や学校づくりを推進していく。

さらに、幼児期の教育において、発達段階に応じて他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児同士の遊びを通じた学びにおいて、相手が嫌がることをしないことを重視した取り組みを促す。

あわせて、いじめへの取り組みの重要性や学校などの姿勢、取り組みについて、積極的に保護者や地域等へ発信し、学校、家庭、地域などが連携して、取り組みを推進するための普及・啓発活動を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、すべての大人が連携・協力し、児童・生徒の小さなサインに気付く力を高めていくことが必要である。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやからかい、けんか、ふざけ合ひであっても、見えない所で被害が発生している場合など、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われたりすることも認識し、背景にある事情の把握に努め、児童・生徒の感じる被害性に着目するなど、児童・生徒の小さな変化をとらえ、理解を深めていくことが大切である。

このため、学校の教職員をはじめ、大人は児童・生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、

その気持ちを受け止め、児童・生徒との信頼関係などを高めていくとともに、学校などによるいじめの実態等を把握するための取り組みや、学校内、あるいは学校外における教育相談体制等の充実を図る。

また、電話やメールによる相談窓口等の周知などにより、児童・生徒が『声』をあげやすい環境づくり、雰囲気づくりに取り組んでいく。

さらに、家庭や地域などと連携し、家庭や地域の中で児童・生徒を見守っていく取り組みなどを推進する。

(3) いじめへの早期対応

いじめの情報を確認し、いじめの兆候が疑われた場合には、いじめを受けている児童・生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など学校において迅速に対応していくことが重要である。特に、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、赤堤小学校いじめ防止等委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならないことを十分に理解する。また、保護者や教育委員会等への連絡・相談や、状況に応じ関係機関等との連携が必要である。

このため、いじめられた児童・生徒からの情報や、いじめの兆候を確実に受け止め、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けている児童・生徒を組織的に守り通し、再発防止に向けた取り組みなどを徹底していく。

また、いじめ問題に適切に対応するため、個々の教職員のいじめの問題への理解を深め、指導力を高めるとともに、教職員個人が情報を抱え込んだり、いじめを軽視したりすることなく、速やかに赤堤小学校いじめ防止等委員会に報告し、教職員が一体となり、保護者や関係機関とも連携を図りながら、組織的に対応していく。

(4) 家庭や地域、関係機関等との連携

地域ぐるみで児童・生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくには、家庭や地域の方々、関係機関等との連携が重要である。

このため、いじめの問題に対応し、区内のいじめ防止等に関係する機関や団体などとの連携を図るための体制を整えるなど、家庭や地域、関係機関等との適切な連携の確保や情報共有する仕組みを構築していく。

また、子どもの人権擁護のために、区長と教育委員会が共同設置した世田谷区子ども条例第15条第1項に基づく「世田谷区子どもの人権擁護委員」(以下「せたがやホッと子どもサポート委員」という。)の活動と協働し、いじめへの対応等を行うとともに、同委員の活動等の児童・生徒や、保護者、区民等への周知などを推進する。

さらに、PTAや地域の関係団体等と学校がいじめについて協議する機会を設定したり、地域運営学校の学校運営委員会を活用したりするなど、いじめについて家庭や地域等が連携した対応を推進していく。

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 学校は、法第13条の規定に基づき、区の基本方針を参酌し、当該小・中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を定める。
- 「学校基本方針」は、いじめ防止等の基本的な方向や取り組みの内容などについて定める。
- 学校は、「学校基本方針」を定めた後、速やかに公表し、保護者、地域等の理解と協力が得られるよう努める。

(2) いじめ防止等に取り組む組織

- 学校は、法第22条に基づき、いじめ防止等に実効的に取り組む組織（赤堤小学校いじめ防止等委員会）を設置する。当該組織は、校長、副校長、教職員やスクールカウンセラー、スクールサポーター等で構成する。
- 当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策当該組織を行う中核となる役割を担うこととし、また、「学校基本方針」が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- 当該組織は、学校において重大事態が発生した場合に、教育委員会の指導、助言当該組織は、学校において重大事態が発生した場合に、教育委員会の指導、助言または支援のもと、事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) いじめの未然防止

- 学校は、児童・生徒の多様性を理解し、自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、すべての教育活動を通じて、人権教育を推進する。
- 学校は、児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、道徳教育及び体験・体感活動の充実を図る。
- 学校は、「特別の教科 道徳」の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童・生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして児童・生徒同士で悩みを聞き合う活動等、児童・生徒自身の主体的な活動を推進する。
- 学校は、一人ひとりの児童・生徒を大切にしたい指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にしたい学級経営を行う。
- 学校は、いじめ防止等に資する児童・生徒の主体的な企画及び運営による活動を促進する。
- 学校は、児童・生徒の情報モラル、ネットリテラシーをはぐくむ教育活動を推進するとともに、ネット上のいじめ防止のための啓発活動を促進する。
- 学校は、校内研修の充実などを通して教職員の指導力、資質の向上を図る。
- 学校は、児童・生徒及び保護者等に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

- 学校は、発達障害を含む、障害のある児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒、外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童・生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒、東日本大震災により被災した児童・生徒又は、原子力発電所事故により避難している児童・生徒等、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者等との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止に努める。

(4) いじめの早期発見

- 教職員は、いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめでないのかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 教職員は、日常的に児童・生徒の様子や行動を観察することにより、児童・生徒の理解を深めるとともに、保護者等とも連携を図りながら、いじめの早期発見に努める。
- 学校は、学級担任等が抱え込まないように、学校いじめ対策組織で迅速かつ的確に対応する。
- 学校は、いじめに関する情報については、関わった児童・生徒や記載者、又、日時等を明確にし、記録、管理することで、教職員全体で共有する取り組みを推進する。
- 学校は、教育委員会と連携し、いじめの実態等を適切に把握するため、児童・生徒を対象とする調査等を行う。
- 学校は、いじめを受けた児童・生徒を助けるためには、児童・生徒の協力が必要となる場合があるため、児童・生徒に対して、傍観者とならず、教職員等への報告をはじめとするいじめを止めるための行動をとる重要性を理解するよう促すとともに、主体的な態度を育成する指導を行う。
- 学校は、児童・生徒やその保護者が、いじめにかかる悩み等をいつでも相談できる体制を整備する。

(5) いじめへの対処

- 学校は、児童・生徒がいじめを受けていると分かったときは、教職員が毅然とした姿勢を示し、迅速かつ組織的に事実確認を行うとともに、教育委員会に報告する。
- 学校は、いじめを見逃すことなく、組織として情報を共有の上、チームで対応できる体制を整備し、適切に対応する。
- 学校は、いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全確保や心のケアなどの支援を行うとともに、その保護者等への情報提供及び支援を行う。また、必要に応じて、保護者会を開催するなど、保護者等との情報共有を図る。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援、その保護者等に対する助言等を行う。

- 学校は、教育委員会や関係機関、心理の専門家等と連携しながら、いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするための環境を確保する。
- 学校は、児童・生徒からインターネットを通して行われる不適切な書き込みや画像の拡散等のいじめの訴えがあったときには、削除を申し入れるなど、教育委員会及び関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。
- 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断するときは、警察署等との連携を図る。

(6) いじめの解消の判断

- 学校は、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないことを全教職員で共通理解する。
- 学校は、いじめが「解消している」と判断する際は、少なくとも、①いじめを受けた児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること及び、②いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされていることを確認する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。
- 学校は、いじめを受けた児童・生徒、いじめを行った児童・生徒の経過を追い、再発等の防止を図る。
- 学校は、いじめが解消にいたっていない段階では、いじめを受けた児童・生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童・生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

3 学校に係る重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号)
- いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号)
- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- いじめられた児童・生徒又は保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 区と教育委員会又は学校による調査等

- 重大事態が発生したときは、設置している赤堤小学校いじめ防止等委員会などを中心に、重大事態に対処するとともに、事実確認を明確にするための調査を実施する。また、本校から教育委員会を通じて速やかに区長に報告するとともに、各教育委員にも報告する。

- 学校は、被害児童・生徒の保護者等の理解を得て、学校運営委員会やPTA役員等に、事実経過や学校の対応方針等を説明し、必要に応じて解決に向けた協力依頼をする。
- 教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに、学校が設置しているいじめ防止等に実効的に取り組む組織などにおいて、事実関係を明確にするための調査を実施する。
(法第28条第1項)
- 教育委員会は、学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う。
- 学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施する。
- 教育委員会が調査を実施する場合は、世田谷区いじめ問題対策専門委員会が調査する。
- 教育委員会は重大事態に関する調査の結果について、区長に報告するとともに、教育委員会会議においても報告する。
- 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者等に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供する。
- 当該調査結果に関し、児童・生徒の生命に被害が生じた事態の調査結果は、原則公表する。その他の事態の調査結果は、児童・生徒のその後の学校生活への影響や保護者の意向等を考慮した上で公表について判断する。
- 区長は必要であると認めるときに、外部の第三者による調査委員会を設置して、学校又は世田谷区いじめ問題対策専門委員会が実施した調査の結果について調査を行うことができる。(法第30条第2項)
- 前項の外部の第三者による調査委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。
- 当該調査結果については、議会へ報告の上、概要を原則公表する。

4 その他

区及び教育委員会は、この方針に定めるいじめの防止等の取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する